

介護現場改革促進事業実施要領

7 福祉高介第 8 0 0 号

令和 7 年 8 月 1 1 日

第 1 目的

介護現場改革促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）は、介護現場改革促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 3 条（1）介護テクノロジー定着支援事業に定める事業を実施するために必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

第 2 事業

（1） 介護テクノロジー等の導入支援

ア 次世代介護機器導入促進支援事業費補助

介護テクノロジー等の導入支援のうち、次世代介護機器の導入について、下記のとおり補助する。

（ア） 次世代介護機器導入支援事業費補助

都は、事業所等を対象に、都が別に定めるところによる審査の上、補助対象事業者を選定する。

選定した事業所において、都が別に定めるところにより次世代介護機器を導入した場合、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

（イ） 次世代介護機器導入推進事業費補助

都は、介護施設・事業所を対象に、都が別に定めるところによる審査の上、補助対象事業者を選定する。

選定した介護施設・事業所において、都が別に定めるところにより次世代介護機器を導入した場合、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

補助を受ける場合は、（3）オの受講を必須とし、（3）ア、ウ、エ及びカの実施に協力すること。

イ デジタル機器導入促進支援事業

介護テクノロジー等の導入支援のうちデジタル機器の導入について、都は、事業所等が、都が別に定めるところによりデジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステムを導入した場合、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

都は、事業所等を対象に都が別に定めるところによる審査の上、補助対象事業者を選定する。

選定した事業者において、都が別に定めるところにより介護テクノロジーのパッケージ型導入支援として見守り支援機器の導入及び見守り支援機器を一体的に使用するための通信環境整備等を行った場合、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

財団は、導入支援と一体的に行う業務改善支援を含む次の組織・人材マネジメント支援事業を行う。

ア 生産性向上セミナー

財団は、介護施設・事業所を運営する事業者が、生産性向上に向けた取組を行えるよう、生産性向上や働きやすい職場環境づくりに関するセミナーを実施する。

イ 個別相談

財団は、介護施設・事業所が、生産性向上に向けた取組を行えるよう、個別支援の機会を提供する。また、財団は、事業所が、デジタル機器・次世代介護機器の導入に向けた取組を行えるよう、個別支援の機会を提供する。

ウ 導入前セミナー

財団は、介護施設・事業所に対し、次世代介護機器及びデジタル機器の選定や導入方法等についてのセミナーを実施し、機器の効果的導入を支援する。

エ 導入後セミナー

財団は、介護施設・事業所に対し、次世代介護機器及びデジタル機器の効果的な活用方法等についてのセミナーを実施し、機器の活用・定着等を支援する。

オ アドバンストセミナー

財団は、介護施設・事業所に対し、定期的なグループワークを行うことにより次世代介護機器の効果的活用を推進し、他事業所のモデルとなるアドバンスト施設（次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設）を育成する。

カ 公開見学会

財団は、介護施設・事業所が、次世代介護機器を導入している事業所における生産性向上に向けた次世代介護機器等の実際の活用場面を見学することができるよう、次世代介護機器を導入している事業所にて公開見学会を開催する。

キ 機器展示スペースの設置

財団は、次世代介護機器及びデジタル機器の展示スペースを設置し、介護施設・事業所等に対して機器の説明及び紹介を行うとともに、都と連携しながら、区市町村等が主催する行事等において出張型の機器の展示等を実施する。

ク 専門家による情報提供

財団は、介護施設・事業所に対して、次世代介護機器、デジタル機器及び人材育成に関する専門家による情報提供やアドバイスを実施する。

ケ 人材育成セミナー

財団は、介護施設・事業所が、生産性向上を推し進めるための取組の一環として、人材育成に取り組めるよう、人材育成の必要性・仕組みづくりや、職層別に必要なノウハウ（リーダー層のマネジメント力向上等）に関するセミナーを実施する。

コ 相談窓口

財団は、人材確保、魅力発信、機器開発、経営改善等の相談を受け付け、関係機関につなぐ相談窓口を設置する。

サ 試用機器の貸出

財団は、次世代介護機器の効果的活用を推進するため、介護施設・事業所へ機器の試用貸出を実施する。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については別途定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。